

## ニュースレター

2020年 3月

## 新型コロナウイルスに関するインドネシアの経済対策

### 連絡先:

#### Ponti Partogi

Senior Partner  
+62 2960 8888  
ponti.partogi  
@bakermckenzie.com

#### Ria Muhariastuti

Senior Tax Specialist  
+62 2960 8574  
ria.muhariastuti  
@bakermckenzie.com

#### Marvin Octavdio

Tax Specialist  
+62 2960 8544  
marvin.octavdio  
@bakermckenzie.com

### 日本語でのお問い合わせ:

#### Yoko Inoue (井上 洋子)

+65 6434 2605  
yoko.inoue@  
bakermckenzie.com

### 最新の動き

インドネシア政府は今般、新型コロナウイルス「COVID-19」の感染拡大に対応する経済対策として、4種類の新しい財政的インセンティブを提案した。インドネシア政府は、新しいインセンティブが COVID-19 感染による経済的影響の抑制となることを期待している。

### 納税者への影響

新たなインセンティブは、特定業界の納税者にいくつかのメリットをもたらす。これらの業界の納税者は所得税第 22 条が免除され、所得税第 25 条の減額を享受できる。さらに、付加価値税(VAT)の初期払い戻しを受けられる。

また、政府は製造業に従事する個人納税者にインセンティブを提供し、彼らの所得税第 21 条の税金は政府が負担する。

インセンティブは、特定業界の納税者、輸出目的の輸入手続が簡素化された(Ease of Imports for Export Purposes / Kemudahan Impor Tujuan Ekspor / 「KITE」)特定の納税者、及び 中小事業家の輸出目的の輸入手続が簡素化された (Ease of Imports for Export Purposes for Small and Medium Entrepreneurs / Kemudahan Impor Tujuan Ekspor - Industri Kecil dan Menengah/「KITE IKM」)特定の納税者に付与される。

### 財政的インセンティブの種類

#### 1. 所得税第 21 条

政府は、特定製造業(KITE を取得している納税者及び KITE IKM を取得している納税者を含む)の従業員について、2 億インドネシアルピアを上限として、所得税第 21 条の 100%を負担する。奨励金は今年 4 月から 9 月までの 6 カ月間支給される。本インセンティブは、製造業の従業員の購買力維持のために、所得を増加させることが期待される。

#### 2. 所得税第 22 条

19 業種の納税者、KITE を取得している特定の納税者及び KITE IKM を取得している特定の納税者は、物品の輸入に係る所得税第 22 条が免除される。奨励金は今年 4 月から 9 月までの 6 カ月間支給される。本インセンティブの目的は、これらの産業の輸入維持に役立つことである。

#### 3. 所得税第 25 条

19 業種の納税者、KITE を取得している特定の納税者、KITE IKM を取得している特定の納税者は、今年の 4 月から 9 月までの 6 カ月、所得税 25 条の 25%から 50%の控除



を受けることになる。本インセンティブがこれらの産業の輸出増加に役立つことが期待される。

#### 4. 付加価値税(VAT)払戻

本措置は、19 業種の納税者、KITE を取得している特定納税者、及び KITE IKM を取得している特定納税者に提供され、予備払い戻しの形となる。本措置は今年の 4 月から 9 月までの 6 月間提供される。輸出業者の場合、付加価値税の払い戻し額に制限はない。非輸出業者の場合は、上限は 50 億ルピアである。

[www.hhp.co.id](http://www.hhp.co.id)

HHP Law Firm  
Pacific Century Place, Level 35  
Sudirman Central Business  
District Lot. 10  
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 52-  
53  
Jakarta 12190  
Indonesia

電話: +62 21 2960 8888  
ファクス: +62 21 2960 8999

#### 考慮すべき事項

本インセンティブは経済担当調整府により 3 月 13 日に発表された。しかし、本インセンティブの詳細は未だ政府から発表されていない。上記の経済対策の対象となる産業のリストを含む本インセンティブの詳細は、まもなく規則化される予定である。

インドネシア政府が提供する新たな経済対策の詳細を完全に理解するためには、更なる協議が必要といえる。

©2020 Hadiputranto, Hadinoto & Partners. All rights reserved. Hadiputranto, Hadinoto & Partners is a member firm of Baker & McKenzie International, a global law firm with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner or equivalent in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm.

This may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions. Prior results do not guarantee similar outcomes.

This alert is provided as general information and does not constitute legal advice.